

令和7年度東南アジア市場販路開拓支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

海外で開催する下関産品のプロモーション等の催事について、参加者の支援や商談サポート及びそれに合わせた魅力訴求のための情報発信を行うことにより、海外販路開拓に寄与する。特に、海外バイヤーとの直接取引について、市内中小企業者においては依然として困難な部分があり、日本国内から海外までの流通を確保した上で令和7年度東南アジア市場販路開拓支援業務を実施することにより効果的な商談を実現し、もって下関産品の輸出拡大を目指す。

2 業務概要

- (1) 業務名称 令和7年度東南アジア市場販路開拓支援業務（以下「業務」という。）
- (2) 履行場所 下関市内及び業務に係る出張地
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙1仕様書のとおり

3 見積限度額 3,985,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 日程

内 容	日 程
プロポーザルの公告	令和7年6月26日（木）
質問の受付期間	令和7年6月26日（木）から 令和7年7月 8日（火）正午まで
質問に対する回答	令和7年7月 9日（水）まで
プロポーザル参加申込書類の提出期限	令和7年7月10日（木）午後5時まで
プロポーザル参加資格審査結果通知	令和7年7月15日（火）まで
企画提案書類の提出期限	令和7年7月24日（木）午後5時まで
選定結果の通知	令和7年8月 7日（木）【予定】

5 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) このプロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決

定を受けていない者を除く。) でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 業務を一括で再委託しない者であること。
- (6) 日本国内に本店又は主たる事務所を有する者であること。
- (7) このプロポーザルの公告の時点で、酒税法（昭和28年法律第6号）に基づく清酒の輸出に係る卸売が可能な酒類販売業免許を取得していること。
- (8) 過去2年の間に、公共団体（独立行政法人を含む。）からの依頼により、日本の飲食料品の海外販路開拓を目的とした商談会やテストマーケティング等を実施し、又はその流通のサポートを行った実績が複数あること。

6 プロポーザル参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加資格確認調書（様式2）

「5 参加資格（7）及び（8）」について、免許通知書や報告書の写しなど参加資格が分かる資料を添付してください。

ウ 会社概要の分かるもの（パンフレット 等）

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メール

(E-mail : business-support@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(3) 提出期限

令和7年7月10日（木）午後5時必着

※提出期限までに、必ず事務局に電話で到着を確認してください。

(4) 提出先

下関市 産業振興部 産業振興課（事務局）

(5) 参加資格審査結果通知

ア 通知日 令和7年7月15日（火）まで

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年7月16日（水）午後5時までに事務局に電話でご確認ください。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して2日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができます。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式 別紙「質問書（様式3）」のとおり

イ 提出方法 電子メール（※必ず事務局に電話で到着を確認ください。）

(E-mail : business-support@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

ウ 受付期間 公告の日～令和7年7月8日（火）正午まで

エ 提出先 下関市 産業振興部 産業振興課（事務局）

(2) 回答

ア 回答方法 このプロポーザル参加申込者全員に電子メールにて回答

イ 回答日 令和7年7月9日（水）まで随時

ウ 注意事項

- ・競争性の確保に影響するおそれがある内容（参加者数、参加者名等）については回答しない。
- ・個別案件に係る質問や簡易な質問については、質問者のみに回答する場合がある。

8 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案への応募について（様式4・正本のみ）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

- ・積算根拠となる業務ごとの単価等を記載すること。
- ・見積書に記載された額に当該額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって申込みがあったものとするので、消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、契約希望金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

また、期限までに企画提案書の提出がない場合は辞退したものとみなします。

(5) 企画提案書作成方法等

ア 企画提案書は1者について1案とする。

イ 企画提案書の記載内容

記載内容は自由だが、次の内容について記載すること。

(ア) 記載概要

別紙1仕様書の内容及び別紙2評価基準に示す内容に沿ったものとし、

分かりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

(イ) 業務体制表

業務を実施する上での体制表を記載すること。

(ウ) スケジュール

業務に係るスケジュールを具体的に記載すること。

(エ) 業務実績

他地域での販路開拓の取組やその戦略策定等について同種・類似業務を含めたこれまでの業務実績を記載すること。

(オ) その他の提案

仕様書で示した事項以外に独自の提案があれば記載すること。

ウ 作成方法

(ア) 正本にのみ「企画提案への応募について（様式４）」を添付すること。

(イ) 副本には、事業者名やロゴなど事業者名が特定できる記載をしないこと。

(ウ) 用紙の大きさはＡ４版とし１箇所をホッチキス綴じすること。なお、図表等についてはＡ３版で折込みも可とする。

(6) 提出先

下関市産業振興部産業振興課（事務局）

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙２評価基準のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 市が設置した審査委員会が提案内容の審査を行い、別紙２評価基準に基づき評価を行い、各審査委員が点数を付与します。

イ 提案内容ごとに各審査委員が与えた点数の合計を総合点とします。総合点が１番高い提案内容の者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者（以下「次順位候補者」という。）と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の提案内容が複数あった場合は、別紙２評価基準に掲げる評価項目「１ 業務内容」の項目の得点が高い者を候補者又は次順位候補者として選定します。なお、「１ 業務内容」においても同点の場合は「２ 提案力」の項目において同様に選定し、「２ 提案力」についても同点の場合は「３ 業務の計画性・実現性」、「４ 管理運営体制」、「５ 業務実績」、「６ 経費」の順に同様に選定します。

エ 企画提案者が１者のみであっても、審査を実施します。

オ アからエまでにかかわらず、総合点における審査委員の平均点が６０点未満の場合には候補者として選定しません。

10 選定結果

選定結果は、このプロポーザルに参加した全ての企画提案者に対し、選定結果

通知書（様式5）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のウェブサイトにて公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

11 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

12 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があります。

また、このプロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者（優先交渉権者）選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

13 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、このプロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

- (2) このプロポーザルに係る費用については、全て企画提案者の負担とします。
やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

- (3) 参加申込書の提出後にこのプロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退するときも含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

- (4) 次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

ウ この要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等

の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が見積限度額を超過した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとしませんが、業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 企画提案者は、このプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

(7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限りません。

14 提出・問合せ先（事務局）

下関市 産業振興部 産業振興課 担当：梅本、重矢

所在地：〒750-0006 山口県下関市南部町2-1-9号（下関商工会館4階）

電話：083-232-7214 ファクシミリ：083-235-0910

電子メール：business-support@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15 施行期間

この要領は、令和7年6月26日から施行し、業務の契約締結をもって、その効力を失います。